

## 空き店舗出店促進事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 商業の活性化を図るために行う、空き店舗へ出店する事業者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(2) 商店街団体 商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他法人の商店街団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(3) 空き店舗 次に掲げるいずれかの日（以下「基準日」という。）から交付申請を行う日の前日までの期間が概ね3月以上である店舗をいう。

ア 店舗の賃借人の募集を開始した日

イ 前店舗の賃貸借契約の賃貸借の期間が満了した日

### (補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市内に存する空き店舗を賃借して店舗を設けようとする事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) この要綱に規定する補助金の交付の申請を行う年度に横須賀商工会議所が空き店舗を利用して地域コミュニティの場となる店舗を設ける事業者であると認めたものであること。

(2) 市長が別に定める期間までに営業を開始すること。

(3) 空き店舗に設ける店舗において小売業、宿泊業、飲食サービス業その他地域の活性化に資するものとして市長が認めるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）を開業すること。

(4) 店舗の賃貸借契約の賃貸借の期間が2年以上で、3年以上営業を継続する意思があること。

- (5) 店舗を転貸していないこと。
- (6) 開業に必要な法令の規定による許可等を受けること。
- (7) 店舗を設ける地域に商店街団体が存する場合にあつては、当該商店街団体に加入すること。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 次に掲げるものでないこと。

ア 個人にあつては、当該事業者が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員

イ 法人その他の団体にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

- (10) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗のテナント型店舗物件を店舗として使用しないこと。
- (11) 建物の1階、2階又は地下1階を店舗として使用すること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗に店舗を設ける事業に要する経費のうち、原則、開店日の前日までに支払いを完了した次に掲げるものとする。

- (1) 店舗改装費
- (2) 備品購入費
- (3) 宣伝費
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 規則第4条第1号に規定する事業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 賃借しようとしている店舗の位置
- (2) 締結しようとしている賃貸借契約の契約締結の予定日、賃貸借の期間等
- (3) 事業内容

2 補助金等交付申請書に添付する書類について、規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に該当することを証する書類

- (2) 第2条第3号に規定する基準日が確認できる書類
- (3) 法人その他の団体にあつては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載したもの
- (4) 個人にあつては、氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日（以下「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に当該者の氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (5) 商店街団体に加入することが確認できる書類。ただし、店舗を設ける地域に商店街団体がない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支払領収書の写し
- (3) 店舗の開店を確認できる写真、案内チラシ等
- (4) 商店街団体に加入していることを証する書類。ただし、店舗を設ける地域に商店街団体がない場合は、この限りでない。
- (5) 営業時間、定休日、従業員数等の店舗の事業内容が分かる書類
- (6) 開業に法令の規定による許可等が必要なときにあつては、当該許可書等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（その他の事項）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。